

・虐待対応について

1



みんなの支えで自殺を防ごう

集団指導

障害者虐待防止法への対応について ～川崎市での予防と対応のネットワーク化の取り組み～

平成26年10月29日～31日

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

2

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

3

障害者虐待防止法の成立

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(障害者虐待防止法)の成立

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

平成24年10月1日施行

4

「障害者虐待」の定義

障害者

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義。
「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」**障害者手帳を取得していない場合も含まれる**。18歳未満の者も含まれる。

障害者虐待

- (ア) **養護者**による障害者虐待
- (イ) **障害者福祉施設従事者等**による障害者虐待
- (ウ) **使用者**による障害者虐待 （第2条第2項）

虐待行為の禁止

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」（第3条）

5

ア 養護者による障害者虐待

養護者

- ・「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義。
- ・身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- ・同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設従事者等

障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・障害者支援施設 ・のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業 ・厚生労働省令で定める事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助

(障害者虐待防止法第2条第4項)

7

ウ 使用者による障害者虐待

使用者

「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」。派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていない。

8

- ① **身体的虐待** 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② **性的虐待** 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **心理的虐待** 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は**不当な差別的な言動**その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **放棄・放任** 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、**他の利用者による**①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき**職務上の義務を著しく怠ること**。
- ⑤ **経済的虐待** 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

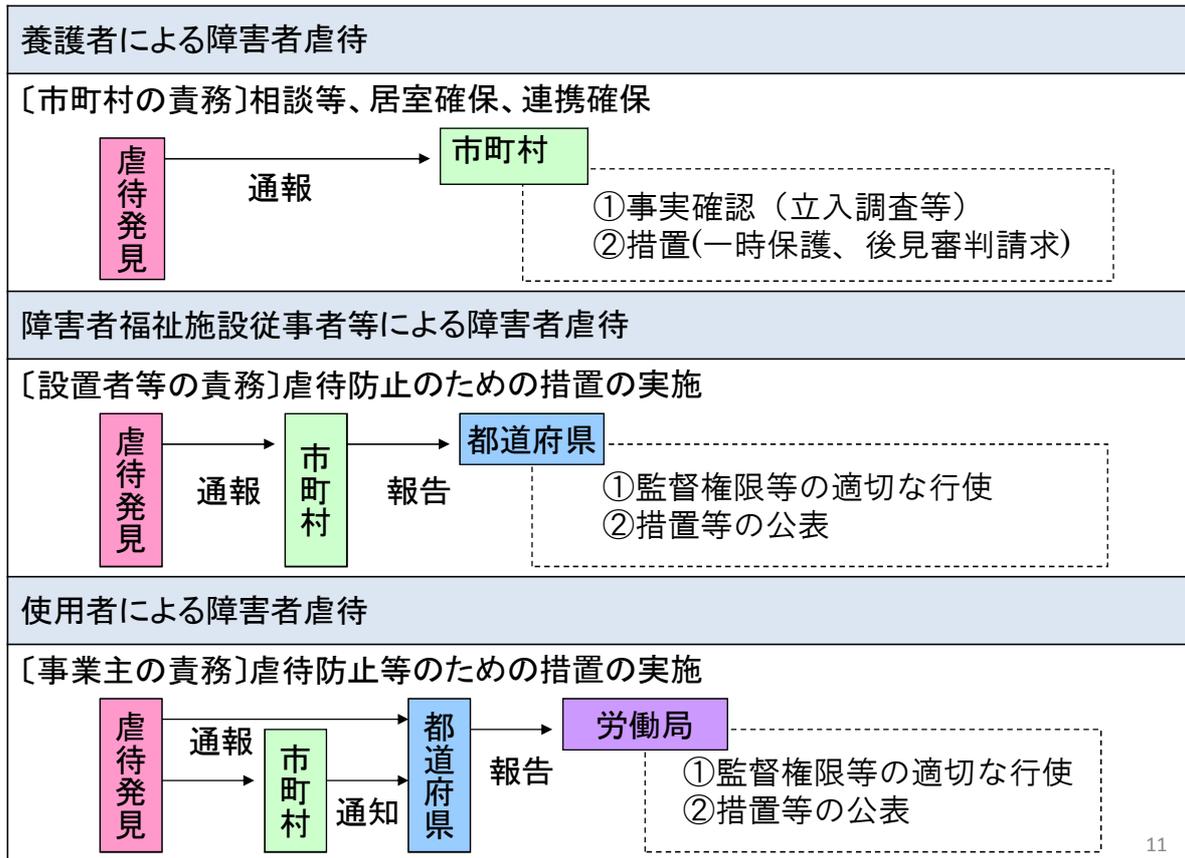
※ **高齢者関係施設の入所者への虐待→65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用**。児童福祉施設の入所者への虐待→18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用。

9

虐待の発見・通報等に関する規定

①早期発見	<p>国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。(第6条第1項)</p> <p>障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。(第6条第2項)</p>
②通報	<p>養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。)を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(第7条第1項)</p> <p>障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(第16条第1項)</p> <p>使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。(第22条第1項)</p>

障害者虐待防止等のスキーム



11

障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意。虐待かどうかの判断が難しい場合は、**虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応。**

ア **虐待をしているという「自覚」は問わない**

イ **障害者本人の「自覚」は問わない**

ウ **親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある**

エ **虐待の判断はチームで行う**

以下の関係者にそれぞれの責務を規定。

① **障害者福祉施設の設置者等**

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置(第15条)

② **使用者**

労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障害者虐待防止等のための措置(第21条)

③ **学校の長**

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第29条)

④ **保育所等の長**

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第30条)

⑤ **医療機関の管理者**

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第31条)

13

4 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

「**正当な理由なく障害者の身体を拘束すること**」は身体的虐待。

身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となる危険がある。

やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。

判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要がある。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

14

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)¹⁵

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

① 切迫性

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件。利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要。

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

- ・組織として慎重に検討・決定する必要。
- ・個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載。
- ・個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要。

② 本人・家族への十分な説明

- ・利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要。

③ 必要な事項の記録

- ・身体拘束を行った場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録。

ウ 身体拘束の問題点

① 身体的弊害

- 関節の拘縮や、筋力の低下といった身体機能の低下、圧迫部位のじょく創の発生などの外部的弊害をもたらす。
- 食欲の低下、心肺機能の低下や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害をもたらす。

② 精神的弊害

- 本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与え、そして、人間としての尊厳を侵す。
- さらに、看護、介護スタッフも、自らが行うケアに対して誇りが持てなくなり、安易な拘束が士気の低下を招く。

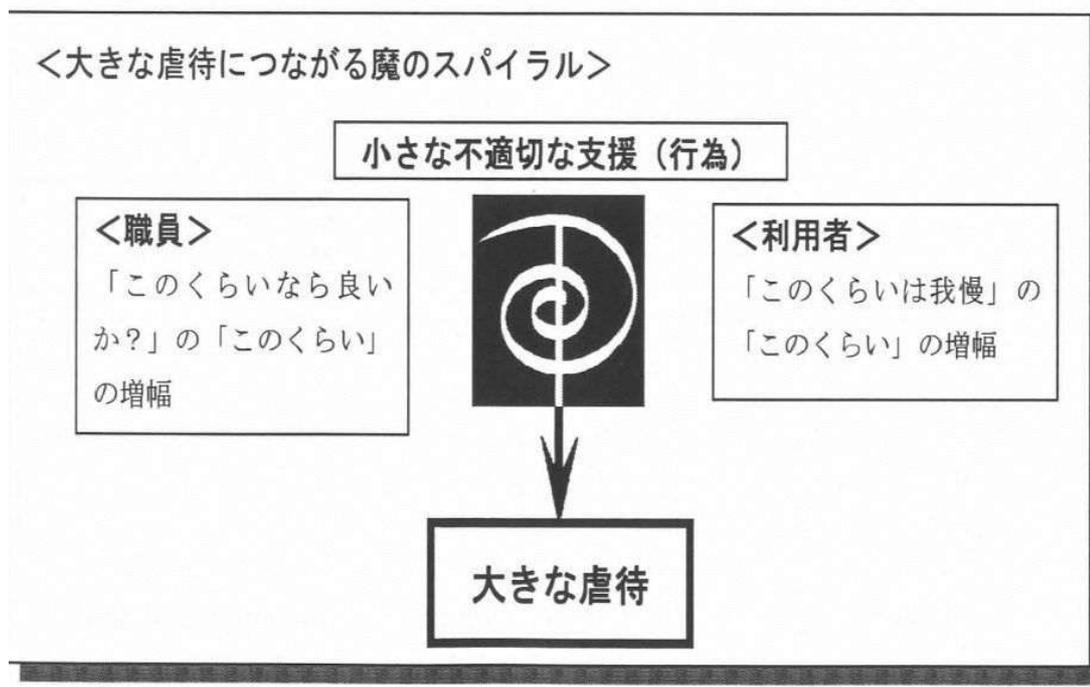
③ 社会的弊害

- 看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くばかりではなく、施設等に対する社会的不信や偏見を引き起こす恐れがある。

(身体拘束ゼロへの手引き(平成13年3月)より)

17

大きな虐待になる前に事前に防ぐ



18

どこでも虐待の芽は生まれる！

「絶対に権利侵害はありません」というリスク
「いつ侵害するかわかりません」という安心
恐れるべきものは何か？



- × 絶対に虐待はない～絶対にしてはいけない
～虐待が起きたら大変～起きるはずがない
⇒虐待を否定する心理の形成
- いつ虐待の芽が生まれるかわからない
～感性、謙虚さ、風通しの良い職場
⇒虐待をエスカレートさせない

白梅学園大学教授 堀江まゆみ教授講演資料を一部加工 ¹⁹

連続性の錯覚

食事中動き回る利用者、他の人に迷惑だからと抑える

行動の原因を探る



別の部屋やトイレで静かにさせる(クールダウン? 閉じ込める)



それでもおさまらないので、ひもで椅子に固定する。



感覚を遮断するため紙袋を頭からかぶせる



トイレの壁に叩きつける・平手打ちする

当事者の行動の原因を探り、そこに至らないための支援はどのように行うかを常に考えていく。

↓
「当事者の目線の大切さ」と「虐待者を断罪する法律ではない」という意識

白梅学園大学教授 堀江まゆみ教授講演資料を一部加工 ²⁰

虐待事案におけるネットワークとは何か？（一人の行政職員として考えること…）

予防と対応のネットワークのチームづくり

（虐待対応は一人で行うものではない！チームの構成員を増やす）

予 防



対 応

【そもそも起きない環境】 【早期発見できる環境】

- ・虐待の事実は、早期に発見することが重篤化を防ぐ。
- ・そのためには、地域の人々も皆、虐待という事案に「No！」と思える気持ちが必要。
- ・虐待者に「No！」と言うまでは、求めない。
- ・ただ、地域の中で、「虐待」は「No！」と言えるような雰囲気づくりは必要。

○どこまでいっても、地域の中での意識啓発は重要。

○だから、**虐待は「No！」**と自然に思えるネットワークを大きくしていくことが必要

【逃げずに対応できる環境】

- ・アセスメントはできているか
- ・関係機関とはどのような関係を構築するのか
- ・自分にはない他の力をどう活用するか
- ・お互いに行っていることは見えにくい
- ・顔が見えないと互いに信頼感が持てない

○だから、**日頃からの顔の見えるネットワークが必要**²¹

最後に、当事者の声から

**この法律は、
私たちを守ってくれるのですか？**

まとめ

- ・障害者虐待はダメだという理解だけでなく、虐待を起こしてしまうには、何らかの理由があるはず。
- ・その理由に、虐待者と支援者がともに向き合い、虐待が起きないためにはどのようにするべきか、虐待が起きたときの相手の気持ちはどのようなものか考えていくことが大切ではないか。逃げれば、楽にはなるけれども、何も解決されない。
時間がかかるとは思いますが、逃げずに、辛抱強くじっくりと向き合う気持ちが大切と考える。
- ・これこそが、虐待を起こさないためのネットワーク（体制）づくりではないか。

みんなで防ごう！ 障害者虐待

みんなで知ろう・考えよう
「障害者虐待防止法」



障害者虐待のない明日のために

虐待は障害者の尊厳をおびやかし、自立や社会参加をさまたげます。

虐待は絶対にあってはならないことですが、
虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。

障害者の虐待は

- 特定の人や家庭、場所ではなく、どこのお家庭でも起こりうる問題です。
- 虐待している人が気づかぬうちに虐待している場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

虐待を防ぐためには、地域にくらす一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待に気づいたらすみやかに通報を

障害者虐待に気づいた人には、市区町村の担当窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。



障害者虐待防止法とは？

障害者の尊厳を守る法律です。

障害者虐待防止法(正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みしましょう。



対象となる障害者とは

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人や、そのほかに心身の障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。(18歳未満の人も対象になります)
※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者による 障害者虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居する人による虐待のことです。



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。



使用者による 障害者虐待

障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。



こんなことは虐待になります!

～障害者虐待の例～

身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。
また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

たとえば

- 平手打ちする
- 殴る
- 蹴る
- 壁に叩きつける
- つねる
- 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- やけど・打撲させる
- 身体拘束(杖や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど)



性的虐待

障害者に無理やり(また同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。

たとえば

- 性交
- 性器への接触
- 性的行為を強要する
- 裸にする
- キスする
- 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する
- わいせつな映像を見せる



心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

たとえば

- 「バカ」「あほう」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる
- 怒鳴る
- ののしる
- 悪口を言う
- 仲間に入れない
- 子ども扱いする
- 人格をおとしめるような扱いをする
- 話しかけているのに意図的に無視する



放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。

たとえば

- 食事や水分を十分に与えない
- 食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- あまり入浴させない
- 汚れた服を着させ続ける
- 排泄の介助をしない
- 髪や爪が伸び放題
- 室内の掃除をしない
- こみを放置したままにしているなど劣悪な住環境の中で生活させる
- 病気がけがをしても受診させない
- 学校に行かせない
- 必要な福祉サービスを受けさせない・制限する
- 同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する



経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。
また障害者に理由なく金銭を与えないこと。

たとえば

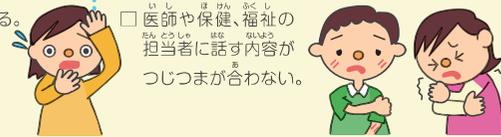
- 年金や賃金を渡さない
- 本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
- 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない



障害者虐待に気づくためのチェック

身体的虐待のサイン

- 体に小さな傷がしばしばみられる。
- 手をおげると、頭をかばうような格好をする。
- 太ももや二の腕の内側、背中などに傷などがみられる。
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える。
- 回復の状態がさまざまに違う傷やあざがある。
- 自分で頭をたたく、急に泣き出すことがよくある。
- 頭、顔、頭皮などに傷がある。
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- お尻、手のひら、背中などに火傷の跡がある。
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が
- 急におびえたり、こわがったりする。
- つじつまが合わない。
- 施設や職場へ行きたがらない。
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない。



性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をすると、ずっと座ってられない。
- 卑猥な言葉を発するようになる。
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる。
- ひどく目を避け、ひどりで部屋にいたがるようになる。
- 性器の痛み、かゆみを訴える。
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- 傷におびえたり、こわがったりする。
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- 周囲の人の体をさわるようになる。
- 性器を自分でよくいじるようになる。

心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる。
- 自分で自分の体を傷つける行為がみられる。
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、表情がなくなる。
- 体を小さく縮める。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起す。
- 食欲の変化が激しい、過食や拒食がみられる。



放棄・放任のサイン

- 体から臭い、髪、肌の汚れがひどい、爪が伸びて汚い、皮膚に異常。
- ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる。
- 部屋から臭い、部屋がひどく散らかりゴミを放置している。
- 病気がけがをしても家族が受診を拒否、受診をすすめても行っていない。
- 学校や職場に出てこない。
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシャツや下着。
- 支援しようとする人に会いたがらない、話したがらない。
- 体重が増えない、お菓子が食べていない、ほかではよく食べる。

リスト

※複数項目に当てはまる場合は、虐待の疑いだけでなく判断できます。また、これらはあくまで列なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと考えず、似たようなサインにも注意深く目を向ける必要があります。

経済的虐待のサイン

- 働いて賃金を得ているはずなのに身なりが貧しい。
- お金を使っている様子が見られない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない。
- サービスの利用料や生活費の支払いができない。
- もっている資産と生活状況との落差が激しい。
- 親が本人の年金を管理し遊びや生活費に使っているように思える。

セルフネグレクトのサイン

セルフネグレクト(自己による放任)については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、障害者虐待防止法に定義されている虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要です。

- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている。
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする。
- 郵便物がたまったまま放置されている。
- 野良猫のたまり場になっている。
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる。

「虐待される人」「虐待してしまう人」の両方を救うために

養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



養護者に対するサポート例

負担を軽くする

障害者の短期入所など障害福祉サービスの利用で、養護者の障害者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

心のケアをする

カウンセリングの利用や家族会への参加などで精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

知識や技術を増やす

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障害への正確な知識や情報などを提供する。

専門的な支援をする

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。



成年後見制度を活用しましょう

知的障害や精神障害などによって判断能力が十分でない人を助ける制度として「成年後見制度」があります。預貯金など財産の管理や、さまざまな契約などを本人に代わって判断して、経済的虐待や悪質商法から障害者を守ってくれます。虐待する養護者が反対した場合も、障害者を保護するために市長の判断で利用をはじめることができます。



障害者虐待に関する通報、届出の窓口

障害者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談は、川崎市障害者虐待通報・届出受付ダイヤルまたはFAXにてお住まいの担当部署へお寄せください。

専用ダイヤル(24時間対応) **044-200-0193**

障害者の生命に危険が生じる状況の際は、まず警察に連絡し、障害者の安全を確保してください。

聴覚障害のある方は…FAX

● 養護者からの虐待について				
川崎区役所	保健福祉センター	高齢・障害課	障害者支援係	fax.201-3293
川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション	高齢・障害係		fax.271-0128
川崎区役所	田島地区健康福祉ステーション	高齢・障害係		fax.322-1995
● 障害者福祉施設従事者及び使用者からの虐待について				
幸区役所	保健福祉センター	高齢・障害課	障害者支援係	fax.555-1336
中原区役所	保健福祉センター	高齢・障害課	障害者支援係	fax.744-3345
高津区役所	保健福祉センター	高齢・障害課	障害者支援係	fax.861-3238
宮前区役所	保健福祉センター	高齢・障害課	障害者支援係	fax.856-3163
多摩区役所	保健福祉センター	高齢・障害課	障害者支援係	fax.935-3396
麻生区役所	保健福祉センター	高齢・障害課	障害者支援係	fax.965-5207
健康福祉局障害保健福祉部障害計画課				fax.200-3932



虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、行政の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けてもらえます。